

規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

別表第四第十二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同表第十五号中「第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画」を「第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。